

(比較表)「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費の実施について」

令和8年度版（新）	令和8年度版（旧）
こ成環第201号 令和7年5月19日 【一部改正】こ成環第354号 令和8年6月5日 <u>【一部改正】こ成環第441号</u> <u>令和8年8月31日</u> 各 都道府県知事 殿 こども家庭庁成育局長 （ 公 印 省 略 ） こどもの居場所づくりコーディネーター 配置等支援事業の実施について こどもは家庭を基盤とし、地域や学校等様々な場所において、安全・安心な環境のもと様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。 また、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加等、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じており、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利	こ成環第201号 令和7年5月19日 【一部改正】こ成環第354号 令和8年6月5日 各 都道府県知事 殿 こども家庭庁成育局長 （ 公 印 省 略 ） こどもの居場所づくりコーディネーター 配置等支援事業の実施について こどもは家庭を基盤とし、地域や学校等様々な場所において、安全・安心な環境のもと様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。 また、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加等、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じており、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利

令和8年度版（新）	令和8年度版（旧）
を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。 加えて、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。 こうした背景を踏まえ、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しているところであるが、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るため、今般、別紙のとおり「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。 （別紙） こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱 第1 目的 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。 本事業は、令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こどもの居場所づく	を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。 加えて、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。 こうした背景を踏まえ、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しているところであるが、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るため、今般、別紙のとおり「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。 （別紙） こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱 第1 目的 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。 本事業は、令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こどもの居場所づく

令和8年度版（新）	令和8年度版（旧）
りを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。 <u>また、令和8年熊本地震の発災を受け、被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資する環境の整備を目的として被災したこどもの居場所づくり支援を実施する。</u> 第2 実施主体 事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施できることとする。 <u>令和8年度熊本地震により被災したこどもの居場所づくり支援については、実施要綱に基づき、熊本県、市町村の他、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人であって、以下の各号にあたる要件を満たす法人（以下「社会福祉法人・NPO法人等」）が行う事業を交付の対象とする。</u> <u>（1） 事業の性質に応じ適切な安全管理を確保するための運営体制を整えていること</u> <u>（2） 事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者と事業の経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約すること</u> <u>（3） 本事業に従事する者又は従事していた者、個人情報の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと</u> <u>（4） 事業が完了した場合に自ら事業結果の概要を作成</u>	りを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。 第2 実施主体 事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施できることとする。

令和8年度版（新）	令和8年度版（旧）
<u>し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により公表するよう努めること</u> 第3—事業趣旨 地域全体でこどもの居場所づくりを推進するには、居場所同士、及びそれぞれの居場所と行政機関との連携と協働が必要不可欠である、そのため、関係機関との日常的な信頼関係を構築することが重要である。また、居場所づくりの立ち上げ時に利用可能な支援制度等の必要情報の提供や、運営者が孤立しないための運営者同士の交流機会の創出、相談窓口の開設情報等、居場所づくりが円滑に立ち上がるサポートも重要となっている。 このため、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワークキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等を行うコーディネーターを配置することにより、地域におけるこどもの居場所づくり支援体制の強化を図る。 第3 事業内容 1 (略) 2 (略) 3 <u>被災したこどもの居場所づくり支援</u> 被災したこどもの居場所づくり支援については、熊本県が確認した市町村または社会福祉法人・NPO 法人等に対して、居場所の開設・運営またはその側面支援に係る取組に要する費用を助成する。ただし、次の各号に該当する事業は、対象としない。 <u>(1) 事業内容が本事業の趣旨目的と明らかに異なるもの</u> <u>(2) 第三者への資金交付を目的とした事業</u> <u>(3) 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業</u> <u>(4) 営利を目的とした事業</u>	第3 事業趣旨 地域全体でこどもの居場所づくりを推進するには、居場所同士、及びそれぞれの居場所と行政機関との連携と協働が必要不可欠である、そのため、関係機関との日常的な信頼関係を構築することが重要である。また、居場所づくりの立ち上げ時に利用可能な支援制度等の必要情報の提供や、運営者が孤立しないための運営者同士の交流機会の創出、相談窓口の開設情報等、居場所づくりが円滑に立ち上がるサポートも重要となっている。 このため、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワークキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等を行うコーディネーターを配置することにより、地域におけるこどもの居場所づくり支援体制の強化を図る。 第4 事業内容 1 (略) 2 (略)

令和8年度版（新）	令和8年度版（旧）
<u>（5）補助対象額が50万円に満たない事業（民間団体においては30万円に満たない事業）</u> <u>（6）教育活動を主たる目的とする事業</u> 第4 留意事項 （略） 第5 経費の補助 （略）	 第5 留意事項 （略） 第6 経費の補助 （略）